

トラブルを 回避して 楽しい旅行を



新型コロナウイルス感染症に

よる行動制限も緩和され、今夏は旅行を計画している方も多いいと思います。近年はインターネットの普及により、旅行予約サイトから宿泊施設などを予約することが多くなっています。

そこで今号では、楽しい旅行ができるようインターネット予約時の注意点などを紹介します。

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

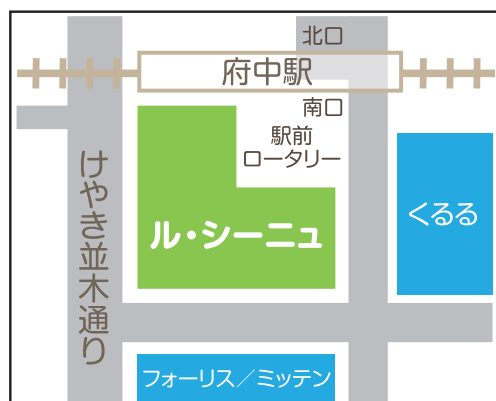
相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始・休館日は除く)
午前10時～正午／午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所

※できるだけ来所によらず、電話相談をご利用くださいますようお願いいたします。



事例1

同じホテルについて異なる旅行予約サイトで検索したところ、宿泊料やキャンセル料などが違っていた。どのサイトを利用したらよいか迷う。

解説

ウェブサイトには、宿泊予約について多くの情報があふれており、同じ宿泊施設でもサイトによって、料金や予約・決済方法、キャンセル条件（キャンセル料がいつから・どのくらい発生するかなど）などが異なります。

また、一口に旅行予約サイトといっても、運営会社が海外事業者の場合もあります。さらに、国内事業者でも旅行業者（「会社概要欄」などに旅行業の登録番号が示されている）の場合もあれば、いわゆる「場貸しサイト」や「価格比較サイト」など旅行商品やサービスの紹介をしているだけの場合もあります。



トラブル回避のポイント！



- 日本語表記のため海外事業者と気付かず契約をした結果、その後生じたトラブルの交渉が困難となったケースもあります。「会社概要欄」などをよく確認しましょう。
- 一般に、旅行業者の場合は契約当事者になりますが、「場貸しサイト」や「価格比較サイト」などは契約当事者とならないので、問合せ先などをよく確認しましょう。

事例 2

インターネットで予約したホテルの宿泊日を自己都合により変更しようとしたが、入力ができなかった。そこで、一度予約のキャンセルをして、すぐに予約を取り直そうとしたところ、キャンセル料を請求された。



解説

予約内容の変更方法は、旅行予約サイトや宿泊プランにより異なります。事例のように、最初の予約を一度キャンセルして再度予約しなければならず、キャンセル料が発生する場合があります。

トラブル回避のポイント！

- キャンセル条件を必ず確認しましょう。
- 予約確定前に、予約内容（日付、人数、宿泊先など）に間違いがないかよく確認しましょう。
- 割引プランの中には一度予約すると変更ができなかったり、キャンセル料が高額となるケースなどもあります。有利な条件だけに目を向けず契約内容をよく確認しましょう。



事例 3

自然災害により夜行バスが運休となったため、旅行をやめることにした。予約済みのホテルに連絡をしたところ、当ホテルは通常営業中であることからキャンセル料を請求された。

解説

自身で交通機関や宿泊施設をそれぞれ予約した場合、両者は別の契約となります。事例のように宿泊施設が通常どおり営業しているのであれば、原則としてキャンセル料が発生し、支払いの拒否は困難と考えられます。



トラブル回避のポイント!

- 予約する際に、宿泊施設の利用規約でキャンセルについて確認しましょう。
- 災害の状況によって取扱いが変わることも有り得るので、宿泊施設に確認しましょう。



消費生活センター休館日のご案内

2022年7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2022年8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2022年9月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2022年10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■ は休館日となります。



消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。

編集・発行
府中市生活環境部産業振興課
消費生活センター
〒183-0023 府中市宮町 1-100
TEL 042-360-3316
FAX 042-351-4605
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp